

市川三郷町の給与・定員管理等について

(市川三郷町人事行政の運営等の状況報告)

令和7年版

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

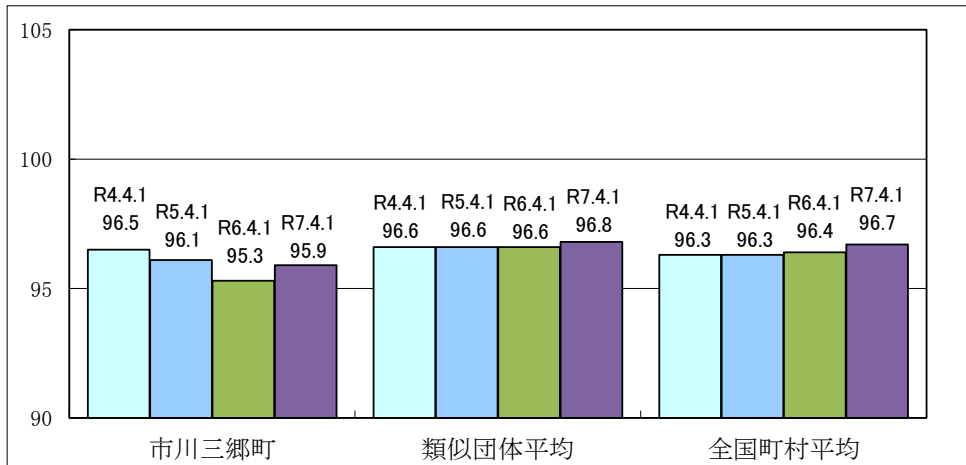
区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額		実質収支		人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
		A						
6年度	人 14,437	千円 9,675,526	千円 290,103	千円 1,623,623	千円 1,623,623	% 16.8	% 18.1	%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 160	千円 613,431	千円 38,809	千円 246,233	千円 898,473	千円 5,615	千円 5,921

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

※市川三郷町は、人事委員会未設置のため記載なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 年度	円	円	(%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

①特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給割合 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 年度	月	月	(%)	月	月	%

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なる解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国、県の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引上げを実施。
 (県の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは実施していない。)

②地域手当の見直し

[支給なし]

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国、県と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額、及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
市川三郷町	45.2 歳	338,452 円	358,360 円	355,508 円
山梨県	42.7 歳	336,855 円	413,968 円	371,295 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.0 歳	320,372 円	372,776 円	348,009 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
市川三郷町	45.4 歳	2 人	295,300 円	295,300 円	295,300 円	—	—	—	—
うち 学校給食員	—	0 人	—	—	—	—	—	—	—
うち 自動車運転手	—	0 人	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	56.2 歳	61 人	355,160 円	405,115 円	374,064 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	50.2 歳	5 人	292,938 円	319,896 円	306,137 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
市川三郷町	—	—	—
うち 学校給食員	—	—	—
うち 自動車運転手	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4～令和6年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
市川三郷町	53.5 歳	326,191 円	340,673 円	337,236 円
山梨県	41.4 歳	364,292 円	427,918 円	387,904 円
国	48.2 歳	333,346 円	— 円	375,323 円
類似団体	42.6 歳	316,386 円	369,728 円	333,242 円

(注)1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	市川三郷町	山梨県	国	
一般行政職	大学卒	220,000 円	226,728 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	195,472 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	199,995 円	—
	中学卒	— 円	186,628 円	—
看護・保健職	大学卒	266,900 円	259,792 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	266,729 円	344,100 円	377,533 円	391,056 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

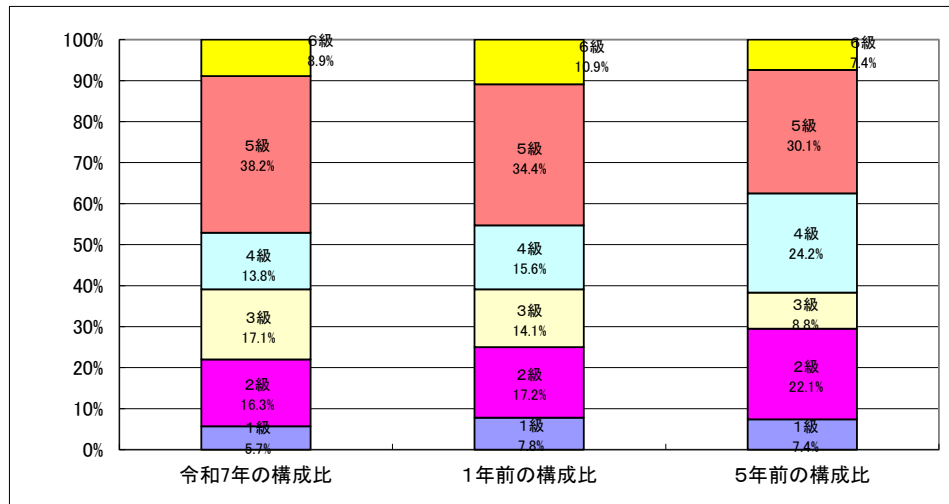
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

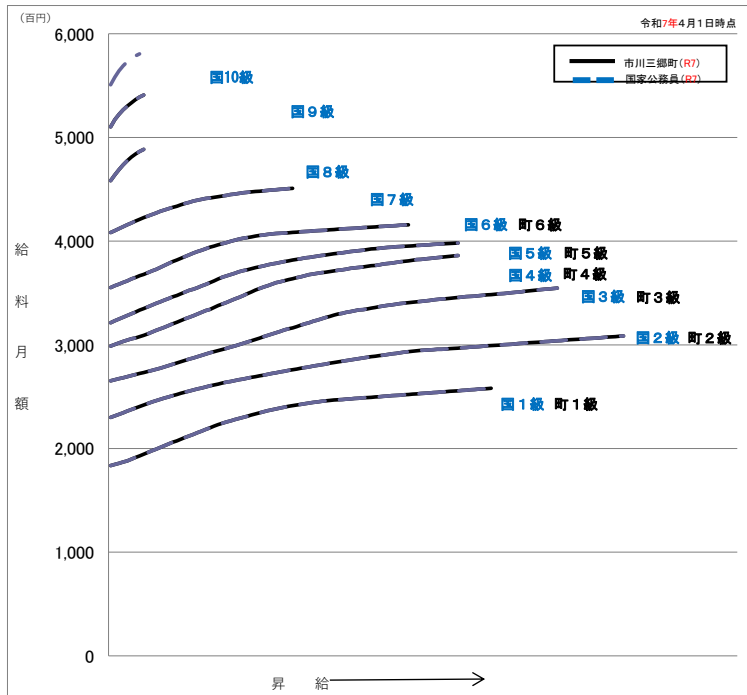
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・主事補	7 人	5.7 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主任	20 人	16.3 %	230,000 円	308,500 円
3 級	主査・主査係長	21 人	17.1 %	265,300 円	354,700 円
4 級	主幹・主幹係長	17 人	13.8 %	298,800 円	386,100 円
5 級	主幹係長・課長	47 人	38.2 %	321,300 円	398,200 円
6 級	課長	11 人	8.9 %	355,200 円	415,700 円

(注) 1 市川三郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一)) (令和7年4月1日)



(3)昇給への人事評価の活用状況（市川三郷町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ適用(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

市川三郷町	山梨県		国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,550 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,695 千円		—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(市川三郷町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ適用(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

市川三郷町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
調整率	/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		
1人当たり平均支給額		自己都合 2,605 千円 応募認定・定年 20,325 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)地域手当

該当なし

(4)特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)				185
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)				61,667
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)				1.69%
手当の種類(手当数)				1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
休日勤務手当・夜間勤務手当	訪問看護ステーション業務に従事した職員	休日勤務 夜間勤務	1回	1,000円 500円

(5)時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	19,783 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	128 千円
支給実績(5年度決算)	19,904 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	127 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

該当なし

(7)その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円	同		18,118千円	238,397円
	子 11,500円				
	特定期間の加算 5,000円				
住居手当	1.職員の居住する借家・借間自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	同		7,293千円	317,065円
	家賃27,000円以下 家賃-16,000円				
	家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃-27,000円) × 1/2 + 11,000円				
	家賃61,000円以上 28,000円				
通勤手当	1.交通機関等の利用者通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額	同		6,366千円	56,843円
	2.自動車等の使用者通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること				
	～5km 2,000円				
	5km～10km 4,200円				
	10km～15km 7,100円				
	15km～20km 10,000円				
	20km～25km 12,900円				
	25km～30km 15,800円				
	30km～35km 18,700円				
	35km～40km 21,600円				
	40km～45km 24,400円				
	45km～50km 26,200円				
	50km～55km 28,000円				
	55km～60km 29,800円				
60km～ 31,600円					
管理職手当		同		6,333千円	287,864円
宿日直手当				2,671 千円	20,866 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	382,500 円	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 382,500 円	
	議 長	230,000 円	408,000 円 / 230,000 円	
報 酬	副 議 長	(180,000 円)	342,000 円 / 180,000 円	
	議 員	(157,000 円)	323,000 円 / 157,000 円	
		()		
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(6年度支給割合) 4.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×42/100×在任月数		(支給時期) 任期毎
	備 考			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

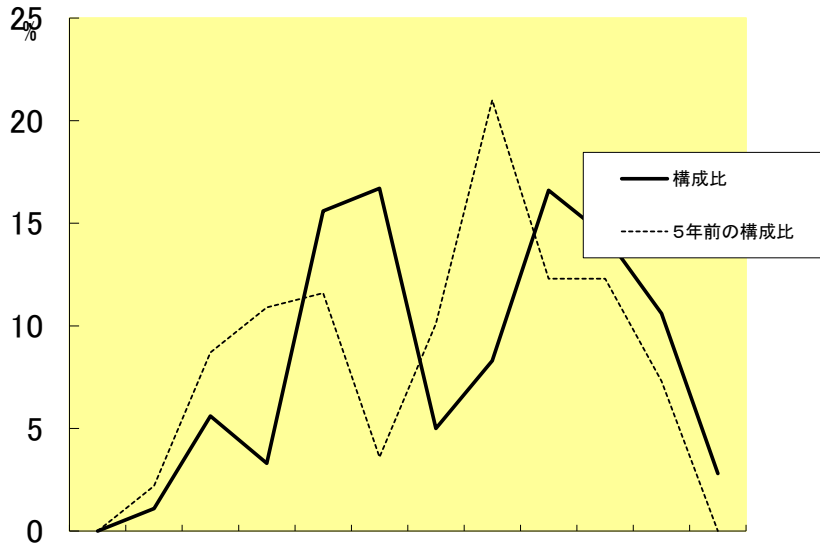
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数						対前年増減数	主な増減理由	
		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	2	2	2	2	0	
		総務	54	54	54	52	53	45	△ 8	組織改編による減
		税務	11	10	9	10	9	9	0	
		農水	11	11	11	11	10	9	△ 1	組織改編による減
		商工	7	6	6	6	6	7	1	職員移動による増
		土木	10	10	10	10	9	9	0	
		民生	35	35	37	36	36	34	△ 2	職員移動による減
		衛生	19	20	20	21	21	21	0	
	小 計	149	148	149	148	146	136	△ 10	<参考> 人口1万人当たりの職員数 96.91人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 90.31人)	
	教育部門	16	18	17	17	14	19	5	新規事業対応のための増	
消防部門	-	-	-	-	-	-	-			
普通会計	165	166	166	165	160	155	△ 5	<参考> 人口1万人当たりの職員数 110.45人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 109.63人)		
公営企業等部門	病院	2	2	2	2	2	0	△ 2	組織改編による減	
	水道・下水道	7	6	6	4	5	5	0		
	その他	14	17	17	21	22	20	△ 2	組織改編による減	
	公営企業等会計部門計	23	25	25	27	29	25	△ 4		
合 計	188	191	191	192	189	180	△ 9	<参考> 人口1万人当たりの職員数 128.27人		
	[232]	[232]	[232]	[232]	[232]	[197]				

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	10人	6人	28人	30人	9人	15人	30人	26人	19人	5人	180人

(3)職員の採用及び退職等の状況

(令和6年度)

	採用	退職				合計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	0	3	2	2	0	7
医療職	0	0	1	2	0	3
技能労務職	0	0	0	0	0	0
福祉職	0	0	0	3	0	3
司書職	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0
公安職	0	0	0	0	0	0
合計	0	3	3	7	0	13
構成比(%)		23%	23%	54%	0%	

(4)職員採用試験の状況

ア 実施日

(令和6年度)

職種	第1次試験	第2次試験	最終合格発表日
事務職【I】	9月21日	10月27日	11月21日
事務職【II】	9月21日	10月27日	11月21日
保健師職	9月21日	10月27日	11月21日
保健師職	1月25日	2月16日	3月9日
保育士職	1月25日	2月16日	3月9日

イ 採用試験の実施状況

職種	採用予定数【人】	申込者数 A【人】	受験者数 B【人】	受験率 B/A【%】	第1次合格者数【人】	最終合格者数 D【人】	競争倍率 B/D【倍】
事務職 I・II	若干名	12	9	75.0%	7	4	2.3
保育士職	若干名	1	1	100.0%	1	1	1.0
栄養士職	2名	6	6	100.0%	4	3	2.0

7 職員の勤務時間 ※全職種

(1)勤務時間の状況(令和7年4月1日現在)

- ① 1週間の勤務時間
38時間45分
- ② 一般職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時刻	その他
8時30分	17時15分	12時00分 ～ 13時00分	

(2)一般職員の年次有給休暇の使用状況

令和6年1月1日～令和6年12月31日の平均使用日数

10.7 日

(3)特別休暇等の状況(令和6年)

休暇の種類	
1 公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3 骨髓提供休暇	その都度必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻休暇	連続する5日以内
6 妊娠中又は出産後の通院休暇	必要と認める時間
7 分娩休暇	予定日前6週間～後8週間目に当たる日までの期間
8 保育時間休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
9 配偶者出産休暇	2日以内
10 男性職員の育児参加休暇	5日以内
11 子の看護休暇	5日以内(小学校就学前の子)
12 忌引き	必要と認める期間
13 父母の祭日休暇	1日以内
14 夏季休暇	5日以内
15 感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
16 住居喪失・損壊休暇	その都度必要と認める期間
17 非常災害交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
18 交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間
19 生理休暇	その都度必要と認める期間
20 不妊治療休暇	5日以内(体外受精及び顕微授精に係るもの10日)

(4)育児休業及び育児部分休業の取得状況 (令和6年度)

	令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員(育児休業等対象者数)		
	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	
男性職員	1	0	0
女性職員	1	1	0
合計	2	1	0

(5)介護休暇の取得状況 (令和6年度)

介護休暇取得者	休暇の取得形式			
	合計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

8 職員の分限及び懲戒 ※全職種

(1)分限処分数(令和6年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
-	-	9	-	9	-

(2)処分事由別分限処分数

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	-	-	-	-	0	-
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	-	-	6	-	6	-
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	-	-	-	-	0	-
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	-	-	-	-	0	-
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	-	-	-	-	0	-
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	-	-	-	-	0	-
合 計	0	0	6	0	6	0
法第28条第4項により失職した者	-	-	-	-	0	-

※1 処分数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3)懲戒処分数(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

戒告	減給	停職	免職	合計
-	-	-	-	0

(4)処分事由別懲戒処分数

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	-	-	-	-	0
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	-	-	-	-	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	-	-	-	-	0
合 計	0	0	0	0	0

※1 処分数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

9 職員の服務 ※全職種

(1)服務規律の遵守(令和6年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
町長 議会議長 教育委員会	地方公務員法、町職員服務規程等に 基づき、公務員としての自覚行動に ついて周知徹底した。 自動車運転免許証の更新状況の確認	庁内LANインフォメーション 庁議等 管理職・若手職員への研修実施 所属長が各人の免許証を確認

10 職員の研修 ※全職種

平成19年に策定・令和4年3月に改定した「人材育成基本方針」に基づき、職員研修計画を策定し、職員の意識改革及び能力開発を進め、時代に適応した人材の育成を推進するとともに、住民サービスの向上と住民ニーズの多様化・高度化に対応した効率的な業務体制の充実を図った。

○ 主な研修実績(令和6年度)

区分(研修名)	内 容	対象職員 (階層等)	参加者数 (人)
山梨県市町村研修所研修	階層研修、専門研修、特別研修、実務研修 出張研修、自主研修	該当職 員及び 希望者	のべ69名
人事評価評価者研修	人事評価制度を継続実施するにあたり、人事評価 者を対象に研修を実施	課長 係長	49名

11 福利厚生(互助会)に係る支出について(令和5年度決算)

互助会名	会員数	会費	公費	公費負担率
市川三郷町職員互助会	191	---	0	0.00%

平成19年度以降、互助会等への公費負担は無し。

12 職員の福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利の実施状況(令和6年度)

① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
職員の健康管理に関する周知	<ul style="list-style-type: none"> 市川三郷町安全衛生委員会の活動を通じて、職員の安全衛生に関する啓発を庁内LANを通じて行った。 特に、職場におけるインフルエンザなどの感染症の予防対策について確認した。 職場におけるメンタルヘルス対策計画を策定し、職員に周知した。 ストレスチェックが義務化となり、全事業場の職員を対象に実施した。
職員の健康管理に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 感染症拡大防止のための取り組みをすすめた。 (定時換気、庁舎内の消毒、庁舎入口へ消毒液等の設置、感染症拡大防止に必要な消耗品の購入など)

(2) 職員の厚生福利の実施状況(令和6年度)

① 職員の健康診断の実施状況

項 目	概要	検査項目	対象者数	受診者数 (人)
職員定期健康診断	峡南医療センター富士川病院への業務委託により、全職員及び会計年度任用職員(共済組合員)を対象に健診を行った。(ただし、共済組合助成の人間ドック及び他の医療機関での受診希望者は除く) 検査費用については、町が全額負担した。	基本健診	281	140
人間ドック	共済組合からの助成により、人間ドックを希望する者が自己負担で受診した。			109
住民健康診断	会計年度任用職員、非常勤嘱託職員のうち、居住する市町村の健康診断を希望した者が受診した。	基本健診	-	-

② ストレスチェックの実施状況

項 目	概要	対象者数	回答者 (人)
ストレスチェック	全事業場の職員(会計年度任用職員も含む)を対象に、厚生労働省から示されている57項目の質問により実施。	280	273

13 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 151,606	千円 22,540	千円 18,430	% 12.20	% 11.20

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 2	千円 8,244	千円 1,804	千円 3,456	千円 13,504	千円 6,752

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
市川三郷町	51.0 歳	346,750 円	533,922 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

市川三郷町水道事業		(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(6年度)	1,728 千円	1人当たり平均支給額(6年度)	1,593 千円
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

市川三郷町			(一般行政・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			・定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	7,848 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	487 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	244 千円
支給実績(5年度決算)	504 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	252 千円

(注) ※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

※職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	4(6)「その他の手当」を参照	同	なし	78 千円	39,000 円
住居手当				502 千円	250,800 円
通勤手当				48 千円	24,000 円

(2)簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 237,479	千円 12,025	千円 23,633	% 8.60	% -

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 3	千円 11,643	千円 3,762	千円 4,909	千円 20,314	千円 6,771	千円 6,316

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
市川三郷町	43.0 歳	343,908 円	545,098 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

市川三郷町簡易水道事業		(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(6年度)	1,636 千円	1人当たり平均支給額(6年度)	1,593 千円
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

市川三郷町			(一般行政・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%~20%)			・定年前早期退職特例措置(2%~20%)		
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	7,848 千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	538 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	179 千円
支給実績(5年度決算)	- 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	- 千円

(注)※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

※職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	4(6)「その他の手当」を参照	同	なし	738 千円	246,000 円
住居手当				330 千円	110,000 円
通勤手当				325 千円	108,400 円

(3) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
6年度	千円 630,835	千円 36,185	千円 22,755	% 3.50	% -

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 3	千円 12,046	千円 2,083	千円 5,146	千円 19,275	千円 6,425

(参考) 団体平均 一人当たり給与費	
千円	6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
市川三郷町	42.0 歳	352,722 円	533,751 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

市川三郷町公共下水道事業		(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(6年度)	1,715 千円	1人当たり平均支給額(6年度)	1,562 千円
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

市川三郷町			(一般行政・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			・定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	6,120 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	411 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	137 千円
支給実績(5年度決算)	- 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	- 千円

(注) ※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

※職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異な る内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当				651 千円	217,000 円
住居手当	4(6)「その他の手当」を参照	同	なし	330 千円	110,000 円
通勤手当				270 千円	90,000 円